○高知県地域警察運営規程

平成５年３月16日
高知県警察本部訓令第６号
改正　平成６年10月21日高知県警察本部訓令第15号
平成19年３月20日高知県警察本部訓令第６号
平成21年11月25日高知県警察本部訓令第21号
平成22年３月26日高知県警察本部訓令第２号
平成29年８月24日高知県警察本部訓令第29号
令和２年３月27日高知県警察本部訓令第７号
令和７年２月21日高知県警察本部訓令第３号
令和８年３月12日高知県警察本部訓令第６号
令和８年３月24日高知県警察本部訓令第11号
令和８年９月29日高知県警察本部訓令第25号

目次

第１章　総則(第１条―第10条)
第２章　勤務制の運用等(第11条―第14条)
第３章　地域警察活動
第１節　勤務基準の策定等(第15条―第21条)
第２節　地域警察幹部等の職務(第22条―第29条)
第３節　交番、駐在所等の活動(第30条―第37条)
第４節　警備派出所等の活動(第38条―第40条)
第５節　自動車警ら班の活動(第41条―第45条)
第４章　交番相談員(第46条―第49条)
第５章　雑則(第50条―第56条)
附則

第１章　総則

(趣旨)

第１条　この規程は、地域警察運営規則(昭和44年国家公安委員会規則第５号。以下「規則」という。)に基づき、県警察における地域警察の運営及び活動に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第２条　地域警察は、地域の実態を掌握して、その実態に即し、かつ、住民の意見及び要望にこたえた活動を行うとともに、市民の日常生活の場において、常に警戒体制を保持し、すべての警察事象に即応する活動を行い、もって市民の日常生活の安全と平穏を確保することを任務とする。

２　前項の任務を遂行するに当たっては、地域警察官は、地域を担当する自覚と責任を持って、市民に対する積極的な奉仕を行い、市民との良好な関係を保持するとともに、管内の実態を的確に掌握するよう努めなければならない。

（用語の定義）

第３条　この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（１）　「地域警察官」とは、（３）の地域警察勤務に従事する警察官をいう。

（２）　「地域警察幹部」とは、地域警察官のうち巡査部長以上の階級にある者をいう。

（３）　「地域警察勤務」とは、第６条及び第19条に規定する勤務、地域警察に関する企画、立案その他運営に関する事務並びに指揮監督及び指導教養に関する事務をいう。

（４）　「所管区」とは、高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第８号）別表第２に掲げる所管区域をいう。

（５）　「受持区」とは、地域警察官に対し、所管区内の巡回連絡を担当させる区域をいう。

一部改正〔平成６年本部訓令15号・令和７年３号・８年25号〕

（事件事故等の処理範囲の基準）

第４条　事件又は事故の処理に当たり地域警察官が行う規則第３条第２項の初動的な措置の範囲は、別に定める。

一部改正〔令和７年本部訓令３号〕

（活動単位）

第５条　地域警察の組織を構成する活動単位は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　交番

（２）　駐在所

（３）　署所在地

（４）　移動交番車

（５）　自動車警ら班

（６）　警備派出所

一部改正〔平成６年本部訓令15号・19年６号〕

（通常基本勤務）

第６条　規則第５条第１項の規定により、前条の活動単位に配置された地域警察官は、次の各号に掲げる勤務種別に従い、それぞれ当該各号に定める勤務方法により行う地域警察勤務（以下「通常基本勤務」という。）を通じて、第２条の任務を達成するための活動を行うものとする。ただし、第２号の駐在所につ

いては、配置に係る地域警察官の人数、人の往来、交通の状況等を勘案して特に必要と認められる場合は、勤務方法に立番及び見張りを加えるものとする。

（１）　交番　立番、見張り、在所、警ら及び巡回連絡

（２）　駐在所　在所、警ら及び巡回連絡

（３）　署所在地　立番、見張り、在所、警ら及び巡回連絡

（４）　移動交番車　在所及び警ら

（５）　自動車警ら班　機動警ら及び待機

（６）　警備派出所　警戒警備、立番、見張り、在所及び警ら

一部改正〔平成６年本部訓令15号・19年６号・令和７年３号・８年25号〕

（運営の基本）

第７条　署長並びに県本部の地域課長及び通信指令課長（以下「署長等」という。）は、それぞれの機能が最高度に発揮されるよう相互に連携し、地域警察を効果的に運営する責に任ずるものとする。この場合において、署長等は、署通信室並びに警察用船舶及び警察用航空機の機能を有効に活用するものとする。

２　前項の責務を遂行するため、地域の人口、世帯数、面積及び地理、住民の意見及び要望、交通の状況、事件又は事故の発生状況等の治安情勢その他管内の実態を的確に掌握し、地域警察の運営を計画的に行うとともに、地域警察官の配置、指揮監督及び指導教養を適切に行うものとする。

３　地域警察の運営に当たっては、他の警察部門と緊密に連携させ、その組織的機能を十分に発揮させるとともに地域の実情に即して、地域警察の事務の合理化及び地域警察官の勤務条件その他の処遇の改善に努めなければならない。

４　署長等は、地域警察官の安全を確保するため、施設及び装備資器材の整備並びに訓練及び指導教養の実施に努めなければならない。

一部改正〔平成22年本部訓令２号・令和７年３号〕

（企画調整）

第８条　県本部の各課長（地域課長を除く。）は、地域警察活動に影響のある各種の計画に当たっては、あらかじめ県本部の地域課長に協議しなければならない。

２　地域警察活動を所掌する部門（以下「地域警察部門」という。）以外の警察部門に所属する署の幹部は、地域警察活動に影響のある各種の計画に当たっては、あらかじめ署の地域課長又は地域交通課長と協議しなければならない。

一部改正〔令和７年本部訓令３号・８年11号〕

（制服勤務の特例）

第９条　規則第７条第１項ただし書の規定により、地域警察官が制服を着用して勤務することを要しない場合は、次の各号のとおりとする。

（１）　事件の処理、情報の収集、少年の補導その他の活動で特に私服により勤務する必要があり、かつ、県本部の地域課長又は署長の承認を受けたとき。

（２）　県本部の地域課長又は署長があらかじめ私服で勤務することを命じたとき。

一部改正〔令和８年本部訓令25号〕

（交番等の名称の表示）

第10条　交番、駐在所及び警備派出所には、高知県警察処務規程（平成17年４月本部訓令第８号。以下「処務規程」という。）第67条第１項に定めるところによりその名称を表示するほか、赤色灯を設置するものとする。

２　警ら用無線自動車は、車体の上部を白色に、下部を黒色に塗色し、かつ、車体の両側部に黒色で「高知県警察」と表示するものとする。

一部改正〔平成６年本部訓令15号・19年６号〕

第２章　勤務制の運用等

（勤務制）

第11条　規則第11条第１項の勤務制は、次に掲げるとおりとする。

（１）　交替制勤務

活動単位において、地域警察官を交替で勤務させて運用する勤務

（２）　駐在制勤務

勤務所の施設又はこれに近接した住宅に居住し、毎日一定時間、おおむね昼間に活動する勤務

（３）　日勤制勤務

ア　通常勤務

月曜日から金曜日までの午前８時30分から午後５時15分まで（１時間の休憩時間を含む。）を勤務時間とする勤務

イ　毎日勤務

毎日一定時間、おおむね昼間に活動する勤務で、勤務を要しない日が特に指定される勤務

ウ　その他の日勤制勤務

ア・イ以外の日勤制勤務

一部改正〔平成21年本部訓令21号・令和７年３号〕

（運用体制）

第12条　地域警察官の活動単位ごとの運用は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　交番　交替制

（２）　駐在所　駐在制

（３）　署所在地　交替制又は日勤制
（４）　移動交番車　交替制又は日勤制
（５）　自動車警ら班　交替制又は日勤制
（６）　警備派出所　交替制又は日勤制
２　署長は、交番及び駐在所について、所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、日勤制により運用することができる。この場合においては、事前に県本部の地域課長と協議するものとする。
一部改正〔平成６年本部訓令15号・19年６号・令和７年３号〕
（勤務時間）
第13条　地域警察官の勤務時間は、警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成６年県条例第47号）及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成６年高知県人事委員会規則第49号）の定めるところによる。
一部改正〔平成29年本部訓令29号〕
（勤務を要しない日の指定）
第14条　署長は、所属の地域警察官（通常勤務の地域警察官を除く。）に対し、勤務を要しない日を指定しなければならない。
２　前項の勤務を要しない日を指定するに当たっては、管内の警戒体制に支障を来さないよう留意しなければならない。
第３章　地域警察活動
第１節　勤務基準の策定等
（勤務準則及び勤務基準の策定）
第15条　規則第11条第１項の勤務制及び勤務種別の組合せごとの勤務時間、勤務方法その他の地域警察勤務に関する事項についての準則（次項において「勤務準則」という。）については、別に定める。
２　署長は、勤務準則に従い、かつ、管内の実態を勘案して、個別の交番、駐在所等ごとに勤務方法別の勤務時間の割り振りその他の事項についての基準（以下「勤務基準」という。）を策定しなければならない。
３　署長は、勤務基準を定めたときは、本部長に報告するものとする。
一部改正〔平成６年本部訓令15号・令和７年３号〕
（勤務基準策定上の留意事項）
第16条　署長は、前条の勤務基準を策定するに当たっては、管内の実態及び第７条に定める運営の基本を踏まえ、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
（１）　立番、見張り及び在所については、人の往来又は来訪者が多いと予想さ

れる時間に充てること。

（２）　警ら(機動警らを含む。)については、事件、事故等の発生が多く警戒効果が高い時間帯に充てること。

（３）　巡回連絡については、世帯数、面積等受持区の状況に応じて実態掌握に必要な時間を割り振ること。

（４）　夜間における勤務時間の割り振りを行うに当たっては、可能な限り警戒力に間隙が生じないようにすること。

（５）　季節的な業務その他の諸事情を考慮すること。

２　署長は、勤務基準を定期的に見直すものとする。

一部改正〔令和７年本部訓令３号〕

(活動計画)

第17条　署長は、管内の実態、所管区の状況、配置人員等を考慮し、地域警察活動に関する年間活動計画を策定するものとする。

２　署長は、管内の実態を踏まえ、地域警察活動の重点、指揮監督及び指導教養の重点、配置人員計画その他必要な事項について１か月ごとにあらかじめ活動計画を策定するものとする。

３　署長は、前項の活動計画に基づき、勤務日ごとに地域警察官の適正な勤務配置を行い、効率的な運用を図るものとする。

一部改正〔令和７年本部訓令３号〕

(勤務変更)

第18条　署長は、治安情勢等から必要があると認めるときは、地域警察官に、勤務方法別の勤務時間の割り振り等の変更（この条において「勤務変更」という。）について指示を行うものとする。

２　地域警察官は、勤務基準による勤務では効果的な活動ができないと認めるときは、地域警察幹部を通じて署長に申し出て勤務変更の承認を受けるものとする。

３　地域警察官は、事件、事故等が発生した場合で、前２項の指示又は承認を受けるいとまがないときは、自ら勤務変更を行うことができる。この場合においては、必要な措置を執った後、その経過を速やかに地域警察幹部を通じて署長に報告しなければならない。

一部改正〔令和７年本部訓令３号・８年25号〕

(特別勤務)

第19条　地域警察官は、特別な活動を行う必要があるときは、次の各号に掲げる地域警察勤務(以下「特別勤務」という。)に従事するものとする。

（１）　緊急配備のための活動を行うこと。

（２） 現場臨場、捜索救助、被疑者同行その他事件、事故等の初動措置のため必要な活動を行うこと。

（３） 所管区等における特別の治安情勢に鑑み必要と認められる場合において通常基本勤務によらずに、犯罪の予防検挙、犯罪情報の収集、交通指導取締り等の活動を行うこと。

（４） 雑踏警備等に伴う警戒警備の要員としての活動を行うこと。

（５） 所管区等において、住民の行う防犯、交通安全その他の地域諸活動への支援若しくは協力を行い、又は住民と共同でこれらの活動を行うこと。

（６） その他地域警察の任務を達成するため、通常基本勤務によらずに必要と認められる特別な活動を行うこと。

２　署長は、地域警察官に特別勤務を命じる場合においては、通常基本勤務が削減されることによる地域警察活動への影響を最小限にするようにしなければならない。

一部改正〔令和７年本部訓令３号〕

（転用勤務の抑止）

第20条　署長は、警察の総合的かつ効果的な運営の観点からみて必要やむを得ない場合のほか、地域警察官を看守、護送、宿直等の地域警察勤務以外の勤務（以下「転用勤務」という。）に従事させてはならない。

２　署長は、地域警察官を転用勤務に従事させようとするときは、当該転用勤務により地域警察体制に著しい支障が生ずることがないよう、転用勤務の必要性と地域警察体制に生ずる支障の程度を十分に比較考量して慎重に判断しなければならない。

３　署長は、地域警察官を10日以上継続して転用勤務に従事させる場合においては、事前に別に定める様式により本部長の承認を受けなければならない。

一部改正〔令和７年本部訓令３号〕

（過早異動の抑制）

第21条　署長は、地域警察官を配置換えする場合においては、特段の事情がある場合を除き、受持区の在任期間が２年を下回ることがないようにしなければならない。

２　署長は、地域警察官を配置換えしたときは、速やかに本部長に報告するものとする。

第２節　地域警察幹部等の職務

（地域警察幹部の職務）

第22条　署長は、地域警察幹部に対し、次に掲げる職務を遂行させるものとし、地域警察幹部ごとにその分担を定めるものとする。

（１）　地域警察に関する企画及び立案
（２）　活動計画の立案、調整及び実施
（３）　活動の重点事項の調整及び実施
（４）　各課・係との連絡及び調整
（５）　事件・事故の処理その他の地域警察活動
（６）　地域警察官の指揮監督
（７）　地域警察官の指導教養

一部改正〔令和７年本部訓令３号〕

（交番所長等の職務）

第23条　第５条に定める活動単位の長（以下「交番所長等」という。）には、原則として警部補以上の者をもって充てる。

２　交番所長等は、自ら率先して警ら、巡回連絡等地域警察活動を行うほか、次に掲げる職務を行うことにより、当該交番等に勤務する地域警察官について指揮監督し、及び実践的指導教養を行うものとする。

（１）　所管区における地域警察活動の重点とその推進要領を策定すること。
（２）　地域の実情に応じて、交番等の地域警察官を弾力的に運用すること。
（３）　通常基本勤務、事件・事故の現場における初動的な措置その他の地域警察活動に関して指揮監督を行うこと。
（４）　個々の地域警察官の能力、個性等を踏まえ、現場に即して具体的な指導教養を行うこと。
（５）　他の交番等との連絡調整を行うこと。
（６）　関係機関、団体等との連絡調整に当たること。

３　第33条第２項に規定する統括責任者は、前項の任務のほか次の任務を行うものとする。

（１）　第33条第１項に規定するブロック内の地域警察官の活動を一元的に運用すること。
（２）　同項に規定するブロック内の地域警察官の統括及び交番所長等間の調整をすること。

４　第33条第２項に規定する副統括責任者は、統括責任者に準じた任務を行うものとする。

一部改正〔平成６年本部訓令15号・令和７年３号〕

（班長等の職務）

第24条　署長は、第５条に掲げる活動単位の班ごとに班長を置くものとし、班長は勤務員の中から適任者をもって充てる。

２　班長は、自ら率先して地域警察活動を行うとともに、勤務場所を同じくする

勤務員(以下「相勤者」という。)に対し、自己の活動を通じて実務の指導に当たるほか、次に掲げる職務を行うものとする。

（１）　相勤者に対する指揮監督及び指導教養(巡査長又は巡査にあっては、指導助言)

（２）　勤務員相互間の連絡及び協調の促進

（３）　勤務員の勤務及び事務処理の調整

（４）　勤務場所における施設、装備資器材、書類等についての保守管理

（５）　勤務交替時の報告と確実な事務引継ぎの確認

（６）　その他地域警察活動について必要な事項の助言、指導

(指揮監督及び指導教養上の留意事項)

第25条　地域警察幹部は、地域警察官の指揮監督及び指導教養に当たっては、その勤務の実態を的確に掌握し、地域警察官が地域を担当する自覚と責任を持ち、自発的かつ主体的に活動に取り組むよう、交番、駐在所等のほか、その活動に従事する場所において、能力、個性等に応じて具体的にこれを行うとともに、常にその結果を確認するよう努めなければならない。

一部改正〔平成６年本部訓令15号・令和７年３号〕

(活動実績の評価)

第26条　地域警察官の勤務及び活動実績の評価については、地域警察官の行うべき活動の全般について、総合的に判断して、これを行うものとする。

２　地域警察官の勤務及び実績の評価については、別に定める。

(交番等への巡回指導)

第27条　署長は、自ら又は本署に勤務する地域警察幹部に命じて、交番等への巡回による指揮監督及び指導教養(以下「巡回指導」という。)を行わなければならない。

２　地域警察部門以外の警察部門に属する幹部は、その所掌事務のうち地域警察活動に必要なものについて指導教養を行うものとする。

３　署長は、巡回指導を効率的に行うため、１か月ごとに、あらかじめ巡回指導計画を定めるものとする。

４　巡回指導を実施したときは、活動日誌に押印し、必要事項を記載するものとする。

一部改正〔平成６年本部訓令15号・令和７年３号〕

第28条及び第29条　削除

削除〔令和８年本部訓令６号〕

第３節　交番、駐在所等の活動

節名…改正〔平成６年本部訓令15号〕

（所管区責任等）

第30条　交番、駐在所及び署所在地に勤務する地域警察官は、所管区（第33条第１項の規定による運用を行う場合は、同項に規定するブロックとする。以下この条及び第35条において同じ。）について共同して、第２条の任務を遂行する責任を負うものとする。

２　前項の場合において所管区に勤務する地域警察官は、当該所管区について地形、地物、交通の状況、住民の居住実態、困りごと、意見及び要望、事件又は事故発生状況等の治安情勢その他地域社会の実態の掌握に努め、地域に溶け込み、地域社会の実態に即した活動を行うものとする。

３　前項により掌握した事項については、資料化に努め、速やかに署長に報告しなければならない。

４　交番又は駐在所の活動に必要な資料については、常に使用できるよう整理保管しておくとともに、紛失の防止その他その適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔平成６年本部訓令15号・令和７年３号〕

（受持区の設定）

第31条　署長は、所管区ごとに巡回連絡等を実施する受持区を定め、地域警察官を配置しなければならない。

２　前項の受持区の設定は、面積、人口、世帯数、警察対象、事件・事故の発生状況等を考慮して行わなければならない。

（交番所長等）

第32条　交番には、その活動を一体として効率的に行わせるため、必要に応じて、日勤制の所長を置くことができる。

２　交替制勤務ごとの交番の活動を一体として効率的に行わせるため、交番に交替制勤務ごとに班長を置くものとする。

一部改正〔平成６年本部訓令15号・令和７年３号〕

（統合運用）

第33条　署長は、所管区が相互に隣接し、又は近接する２以上の交番又は駐在所について、それぞれの所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して必要があると認める場合は、当該２以上の交番又は駐在所の所管区を結合し、当該結合した区域（次項において「ブロック」という。）において、当該２以上の交番又は駐在所の地域警察官を統合的に運用することができる。

２　署長は、前項の規定による運用を行う場合においては、当該ブロックにおける地域警察官の活動の拠点となる一の交番又は駐在所の交番所長等の中から統括責任者（当該ブロックにおける地域警察官の活動を統括する責任者をいう。）

を指定するとともに、当該者の不在に備え、あらかじめ副統括責任者を指定しておくものとする。

一部改正〔平成６年本部訓令15号・令和７年３号〕

（兼務又は補欠勤務）

第34条　署長は、受持区を担当する地域警察官（以下「受持警察官」という。）に欠員等が生じたときは他の地域警察官に兼務又は補欠勤務をさせるものとする。

（警ら）

第35条　警らにおいては、所管区を巡行することにより、管内状況の掌握を行うとともに犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、少年の補導、危険の防止、住民に対する保護、助言及び指導等に当たるものとする。

２　警らに当たっては、市民に対する応接を丁寧迅速に行うとともに、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、積極的に職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

一部改正〔令和７年本部訓令３号〕

（巡回連絡）

第36条　巡回連絡においては、受持区を巡回して、家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項について指導連絡、住民の困りごと、意見、要望等の聴取等に当たることにより、住民との良好な関係を保持するとともに、受持区の実態を掌握するものとする。

２　署長は、前項の巡回連絡を効率的に行わせるために必要と認めるときは、地域警察部門以外の警察部門の警察職員をして前項の巡回連絡に協力させるものとする。

３　その他具体的な巡回連絡実施要領については、別に定める。

一部改正〔令和７年本部訓令３号〕

（立番、見張り、在所等）

第37条　立番においては、勤務場所の施設外の適当な場所に位置し、立って警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。

２　見張りにおいては、勤務場所の施設内の適当な場所に位置して、椅子に腰掛けて警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。

３　在所においては、勤務場所の施設内において、諸願届の受理等を行うとともに、書類の作成整理並びに装備資器材及び施設の点検整備等を行い、あわせて外部に対する警戒に当たるものとする。

４　休憩は、急訴に即応できる場所で行うものとする。

５　第35条第２項の規定は、第１項の立番、第２項の見張り及び第３項の在所に

ついて準用する。

一部改正〔令和７年本部訓令３号〕

第４節　警備派出所等の活動

（警備派出所の活動）

第38条　警備派出所に勤務する地域警察官は、次に掲げる活動を行うものとする。

（１）　警備派出所勤務の警戒警備においては、特定の施設等について、当該施設等の状況に応じ、周辺の巡回、駐留等の方法により警戒し、又は警備するものとする。

（２）　第35条及び第37条の規定は、警備派出所勤務における立番、見張り、在所及び警らについて準用する。

２　署長は、警備派出所の地域警察官に交番等の活動を補い、特定の地域において必要な警戒警備等の活動を行わせることができる。

一部改正〔平成６年本部訓令15号・令和７年３号〕

第39条　削除

〔平成19年本部訓令６号〕

（移動交番車の活動）

第40条　署長は、交通の状況、住民の居住実態、事件又は事故の発生状況等の治安情勢等を勘案し、特定の地域において必要がある場合は、移動交番車により当該地域をその所管区に含む交番、駐在所又は署所在地の活動を補わせることができる。

２　移動交番車の勤務員は、県本部の地域課員、本署に勤務する地域警察官、当該活動地域を管轄する受持警察官等から指定するものとする。

３　移動交番車に勤務する地域警察官は、おおむね次に掲げる活動を行うものとする。

（１）　諸願届の受理等に当たること。

（２）　困りごと相談に関すること。

（３）　犯罪の予防、交通事故の防止等の指導連絡に関すること。

（４）　警察広報に関すること。

４　第35条及び第37条第３項の規定は、移動交番車勤務における在所及び警らについて準用する。

一部改正〔平成６年本部訓令15号・令和７年３号〕

第５節　自動車警ら班の活動

（設置）

第41条　自動車警ら班は、署に置くものとする。

（自動車警ら班の活動）

第42条　自動車警ら班の地域警察官は、事件又は事故の発生に即応しつつ、署の管轄区域において警ら用無線自動車の運用による機動力を活用した活動を行うことにより、第２条の任務を遂行するものとする。

２　自動車警ら班の地域警察官は、交番等への立寄り、共同警ら、駐留警戒、事件・事故の共同処理に当たる等、交番に勤務する地域警察官等と緊密に連携した活動を行うものとする。

一部改正〔平成６年本部訓令15号・令和７年３号〕

（機動警ら）

第43条　機動警らにおいては、署の管轄区域を巡行することにより犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険の防止等に当たるものとする。

２　機動警らは、原則として２名１組を単位として行うものとする。

３　機動警らに際しては、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

４　特に必要があって駐留警戒が指示された場合は、指示された場所で実施するものとする。

一部改正〔令和７年本部訓令３号〕

（待機）

第44条　自動車警ら班の待機においては、指定された場所において、事件又は事故が発生した場合に直ちに出動することができる態勢を保持しつつ、警ら用無線自動車、無線機器その他の装備資器材の点検整備及び書類の作成整理に当たるものとする。

一部改正〔令和７年本部訓令３号〕

（警ら用無線自動車の一元的運用）

第45条　生活安全部長は、特に必要があると認めるときは、警ら用無線自動車を一元的に運用することができる。

一部改正〔平成６年本部訓令15号〕

第４章　交番相談員

追加〔平成６年本部訓令15号〕

（交番相談員）

第46条　交番又は駐在所につき所管区の実態を勘案して特に必要があると認める場合は、当該交番又は駐在所において、地域警察活動について知識及び経験を有し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから本部長が会計年度任用職員として任命したものに、地域警察活動のうち住民の困りごと、意見、要望等の聴取及び住民に対する助言並びに犯罪の予防、災害事故の

防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡その他住民に対し奉仕する活動に協力し又は当該活動を援助する活動で別に定めるもの(次条において「交番相談活動」という。)を行わせることができる。

（１） 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

（２） 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

（３） 健康で活動力があること。

追加〔平成６年本部訓令15号〕、一部改正〔令和２年本部訓令７号・７年３号〕

(活動上の注意等)

第47条　前条の規定により交番相談活動を行う者(以下「交番相談員」という。)は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

２　交番相談員は、その活動を行うに当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意しなければならない。

３　交番相談員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

追加〔平成６年本部訓令15号〕

(標章)

第48条　交番相談員は、その活動を行うに当たっては、別に定める標章を用いるものとする。

追加〔平成６年本部訓令15号〕

(指揮監督等)

第49条　交番相談員は、その活動を行うに当たっては、交番又は駐在所の所管区を管轄する署長の指揮監督及び指導教養を受けるとともに、交番又は駐在所の地域警察官と緊密な連携を保つものとする。

追加〔平成６年本部訓令15号〕、一部改正〔令和７年本部訓令３号〕

第５章　雑則

旧４章を繰下〔平成６年本部訓令15号〕

(活動記録)

第50条　地域警察官は、活動単位ごとに勤務日における勤務の状況及び事件、事故等の取扱いその他の勤務状況を活動日誌等に記録しなければならない。

２　地域警察活動において、把握した事項のうち、警察運営上必要又は参考となる事項については、情報報告書等により署長に報告するものとする。

旧46条を繰下〔平成６年本部訓令15号〕

(報告)

第51条　署長は、地域警察運営に関する効果的施策及び特異な活動事例について

は、本部長に報告するものとする。

２　署長は、地域警察運営に関する事項について別に定める報告様式及び報告要領により定期的に本部長に報告するものとする。

旧47条を繰下〔平成６年本部訓令15号〕

（事務の引継ぎ）

第52条　受持警察官及び警備派出所に勤務する地域警察官は、処務規程第35条第２項本文に定める理由が生じたときは、後任者に事務を引き継がなければならない。

２　前項の事務の引継ぎは、５日以内に事務引継書を作成して行い、引継ぎが終わったときは、事務引受者は速やかに事務引継書を地域警察幹部を通じ署長に提出しなければならない。

旧48条を繰下〔平成６年本部訓令15号〕、一部改正〔平成19年本部訓令６号・令和７年３号〕

（地域警察官の意見の反映）

第53条　署長及び地域警察幹部は、地域警察の運営に当たっては、地域警察官の地域責任及び自主的な勤務意欲を高めるため、その意見を聴いてこれを反映させるように努めるものとする。

旧49条を繰下〔平成６年本部訓令15号〕

（一般職員等の勤務）

第54条　地域警察部門に勤務する一般職員等の勤務について、その勤務の性格に応じて必要と認められる場合においては、この規程を準用するものとする。

旧50条を繰下〔平成６年本部訓令15号〕

（実施規定）

第55条　この規程の実施のために必要な運営及び活動の要領については、別に定める。

旧51条を繰下〔平成６年本部訓令15号〕

（細則の制定）

第56条　署長は、この規程の施行に関し、必要な細則を定めるものとする。

２　署長は、前項の細則を定め、又はこれを変更しようとするときは、生活安全部長と協議しなければならない。

旧52条を繰下〔平成６年本部訓令15号・令和８年25号〕

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成５年４月１日から施行する。

（旧規程の廃止）

２　高知県外勤警察運営規程(平成元年８月１日本部訓令第11号)は、廃止する。

附　則(平成６年10月21日高知県警察本部訓令第15号)

この訓令は、平成６年11月１日から施行する。

附　則(平成19年３月20日高知県警察本部訓令第６号)

この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

附　則(平成21年11月25日高知県警察本部訓令第21号)

この訓令は、平成22年１月１日から施行する。

附　則(平成22年３月26日高知県警察本部訓令第２号)

この訓令は、平成22年４月１日から施行する。

附　則(平成29年８月24日高知県警察本部訓令第29号)

この訓令は、平成29年８月24日から施行する。

附　則(令和２年３月27日高知県警察本部訓令第７号)

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則(令和７年２月21日高知県警察本部訓令第３号)

この訓令は、令和７年３月１日から施行する。

附　則(令和８年３月12日高知県警察本部訓令第６号)

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

附　則(令和８年３月24日高知県警察本部訓令第11号)

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

附　則(令和８年９月29日高知県警察本部訓令第25号)

この訓令は、令和８年10月１日から施行する。